

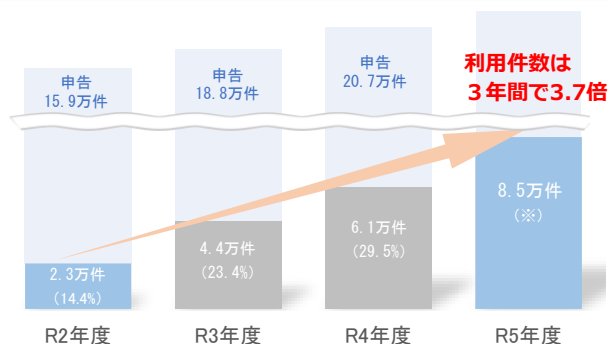
相続税の申告を税理士に依頼される方へ

相続税申告は e-Taxをご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

相続税e-Taxの利用件数は年々増加



※ R5年度の利用率は、後日公表予定

インターネットを利用して申告や納税
手続きをすることができるので、税務署や
金融機関に出向く必要はありません。

利用者識別番号の確認・取得

e-Taxのご利用には、16桁の利用者識別番号が必要です。

なお、過去に所得税申告や贈与税申告などでe-Taxをご利用されたことがある場合、その際に用いた利用者識別番号をご利用いただけます。

また、**税理士に申告書の作成を依頼される際は**、利用者識別番号の有無に応じて、**下欄にチェックいただき、この用紙を税理士にお渡しください。**

利用者識別番号が**分かる方**

下欄に利用者識別番号を記載してください（確認方法は裏面をご覧ください。）。
【利用者識別番号】

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

利用者識別番号を**取得したことがない**又は**分からない方**

利用者識別番号の取得又は確認はご自身で行うか、税理士に依頼することもできます。

税理士に利用者識別番号の取得又は確認を依頼する。

ご自身の住所地を管轄する税務署に利用者識別番号の取得又は確認を行い、後日、税理士に利用者識別番号を伝える。

住所

氏名



